

土技第603号  
平成31年（2019年）2月26日

熊本県建設産業団体連合会長 様

熊本県土木部長

平成31年（2019年）3月から適用する公共工事設計労務単価等の特例措置に係る運用について

平成31年（2019年）3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価等」という。）については、平成31年（2019年）3月1日から適用することとしております。

今回の新労務単価等について、国の通知を踏まえ、特例措置を適用することとしたのでお知らせします。

担当：熊本県土木部土木技術管理課  
技術管理班 藤崎、木村  
TEL096-333-2556(内 6058)